

田辺市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等

(規制地域)

第1条 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に規定する地域は、次に掲げる指定地域とする。

区域の区分	指定地域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域

(特定工場等における規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分 時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ前条の表の左欄の区域の区分に応じ、それぞれ右欄に定める地域とする。
- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、表に定める値から5デシベルを減じた値とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 騒音の測定場所は、原則として特定工場等の敷地の境界線上とする。

(特定建設作業に伴う騒音の規制に関する区域)

第3条 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省建設省告示第1号）別表第1号に規定する区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1条の表第1種区域、第2種区域及び第3種区域の項に規定する地域
- (2) 第1条の表第4種区域の項に掲げる区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(自動車騒音の限度に関する区域)

第4条 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考に規定する区域は、次のとおりとする。

- (1) a 区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域と定められた地域
- (2) b 区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による第1種住居地域又は準住居地域と定められた地域若しくは同号の規定による用途地域以外の地域
- (3) c 区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域と定められた地域